

## 第15回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成20年11月27日(木) 午前9時00分から午後12時00分まで

(2) 場 所 西庁舎 12階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 北川圭子 杉山元治 田崎由子 常松明男

藤田一巳 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部政策監 土木部次長 入札監理課長 生涯学習課長 建設産業室長 営繕課長

入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 生涯学習課主幹 建設産業室主幹 営繕課主幹

営繕課主幹兼生涯学習課主幹 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

農林技術課副課長 入札用度課主任主査

県中地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長 県南地方振興局出納室長

会津地方振興局主幹兼副室長 南会津地方振興局出納室副室長兼出納課長

いわき地方振興局出納室長

県中農林事務所森林林業部長 県南農林事務所農村整備部長

いわき建設事務所主幹兼企画管理部長 宮下土木事務所長 山口土木事務所主幹兼所長

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 報告事項

a 県発注工事等の入札等結果について(上半期分・第2四半期分)

b 指名競争入札の試行状況について

c 予定価格事後公表の試行状況について

d 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

##### (イ) 審議事項

a 抽出案件について

b アクアマリン子ども体験館(仮称)増築(建築)工事について

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから第15回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事につきましては、委員長よろしくお願いいたします。

#### 【美馬委員長】

それでは議事に入りたいと思います。

本日の議事の進め方でございますが、本日は報告事項が4件、審議事項が2件、合計6件でございますが、特別な問題がございませんので、公開で行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、公開で行いたいと思います。

まず、初めに報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について」です。これは、上半期分と今回の抽出案件の対象期間となります平成20年7月から9月までの集計結果です。それでは、説明をお願いします。

#### 【入札監理課長】

(資料1により説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。

上期を中心としました発注工事等の入札結果でした。何か御質問ございますか。

昨年度と比べて、それほど変化がないということのようであります。ただ、最低制限価格を上げた面から75%未満という案件が非常に少なくなっている。そのほか一般競争入札に関わってもそれほど大きな変化はないということです。あと、隣接3管内については、管外からの応札が増えてきているという傾向が見られるということでした。

よろしゅうございますかね。

(特になし)

それでは資料2、報告事項のイの方にいきまして、「指名競争入札の試行状況について」を説明いただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

(資料2により説明)

**【美馬委員長】**

平均落札率については、条件付一般競争入札に比べて5%くらい高くなっているということがあります。あと、応札なしは非常に少なくなっているということでした。

何か質問はありますか。

辞退が多かったものについては、抽出案件のところで検討するというところでございます。傾向とすればこういう傾向にあると。特に問題があるという感じには見えませんが。

よろしゅうございますか。

(特になし)

それでは、3番目でございます。「予定価格事後公表の試行状況について」です。説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料3により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

「予定価格事後公表の試行状況について」です。落札率については、事前公表に比べて上がっているけれども、そんなに異常な数字ではないということです。参加者数は少し落ちているということでございます。失格者については少なくなっているという状況ですが、何か質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますかね。

それでは、こういうことを御認識いただきたいと思います。

それでは、報告事項4番目「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。御説明願います。

**【入札監理課長】**

(資料4により説明)

**【入札用度課主任主査】**

(資料4により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」でございました。

何か質問ございますか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、この案件を終了します。

次は、審議事項でございます。まず、最初は「抽出案件について」です。

最初に抽出された両委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思います。それでは、北川委員、

杉山委員の順でお願いいたします。

**【北川委員】**

それでは、今回の抽出は、指名競争入札により行った案件と予定価格事後公表により行った案件ということになります。まず、指名競争入札の方の抽出理由ですけれども、案件番号1の方は、入札参加者数が20者と一番多かったということです。それから、案件番号3の方は、これは先ほど今日の審議案件にありますと説明のありました13者中11者が辞退したというものです。その背景をお伺いしたいと思います。落札率も非常に高いものです。それから、予定価格事後公表により行った案件のうちの案件番号4の方は、ほかにもあるんですが、参加者数が1者だったということで、その背景をお聞きしたいと思います。それから、案件番号5というのは、条件付一般競争入札の中では一番入札参加者数が29者と多かったものですが、落札率が非常に低くて、6者が最低制限価格を下回って失格になっていて、77.76%という9者でくじ引きとなってこの会社が落札したという状況なんですけれども、非常に低落札率であったということと、なぜみんな同じような数字になっているのかという背景をお伺いさせていただきたいと思って抽出させていただきました。

**【杉山委員】**

今北川委員がおっしゃったこととほぼ同じで、説明がダブりますので、省略して説明のなかったところだけ説明します。案件番号2ですが、会津方部で指名業者は9者なんですが、落札率が高かったということであげました。それと、予定価格事後公表の案件番号4で、説明がありましたが、隣接3管内で格付A・B・Cにも関わらず、入札参加者が1者で落札率が99.08と高かったのをこれを選びました。あとは、北川委員がおっしゃったことと同じですので、説明を省略します。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

提出理由についてはよろしゅうございますね。

それでは、県南農林事務所の案件について説明をお願いします。

**【県南農林事務所】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

この案件について、質問があればお伺いしたいと思います。意見等については、あとでまとめてお願いします。

**【安齋委員】**

辞退の理由は何ですか。

**【美馬委員長】**

辞退の理由についてということですが。

**【県南地方振興局】**

辞退が2者ございまして、辞退の理由は聞き取りによるものですが、1者は手持ち工事があったために、技術者が確保できないという理由でございまして、もう1者につきましては、入札書と併せて見積内訳書を提出することが必要となりますが、その見積内訳書を作成していなかったために入札を辞退したということでございます。

**【美馬委員長】**

よろしゅうございますね。

**【安齋委員】**

はい。

**【美馬委員長】**

それでは、2番目宮下土木事務所の案件について説明願います。

**【宮下土木事務所】**

(資料5により説明)

**【美馬委員長】**

辞退の理由についても御説明願えますか。

【会津地方振興局】

聞き取りによりますと、配置技術者を確保できないということでありました。

【美馬委員長】

この案件について御質問いかがですか。

【安齋委員】

応札可能業者数は何者くらいありましたか。

【宮下土木事務所】

31者でございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、3番目、いわき建設の案件について説明願います。

【いわき建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

辞退の理由についてもお願いします。

【いわき地方振興局】

辞退の理由について御説明申し上げます。13者中11者の辞退がございました。その理由でございますけれども、技術者が確保できない、困難であるということでの辞退が4者ございました。それと技術者の配置が困難であると同時に、同日に行われた入札案件のうち会社に近い案件に参加したので、当該案件について辞退したという会社が1者ございます。それから、企業内で見積りを行った結果、予定価格を上回ったため、当該案件については辞退したという企業が1者ございます。それから、技術者の配置の観点から割のよい工事の方を選んだと。それでそちらの方の工事に参加したという業者が1者でございます。それから、施工場所と本社所在地との関係で、施工場所が湯本の方ということで、会社の所在地と離れているということで辞退した会社が1者ございます。それから、施工内容の問題ですが、施工の難度が高いということで辞退したという企業が1者ございます。それから、当社の営業範囲外のために辞退したという会社が1者ございます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

何か御質問ございますか。

【安齋委員】

今の辞退の理由の中に営業範囲外というのがあるんですけど、指名だからそれを考慮して選んだんじゃないんですか。指名の段階で営業範囲外ということはわからないんですか。そんなのは理由にならないような気がするんですけど。

【美馬委員長】

指名をする時に、そこら辺は考慮してなかったのかということですか。

【いわき地方振興局】

企業の経営的なもので、営業範囲をどう決めているかまではこちらのほうでは把握していないということです。

【美馬委員長】

選ぶ時は地域性で選んでいると。営業範囲かどうかというのは企業の内部の問題だからということですか。

【いわき地方振興局】

はい。その辺は我々の方では確認しておりません。

【美馬委員長】

そういうことですが、よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【松野委員】

同じく施工内容の難度が高いのであるという理由付けをしている会社が1者あるようなんですが、金額も金額なものですから、さほど施工内容の難易度が高いようには思えないんですが、そちらのお立場からはいかがですか。

【いわき建設事務所】

この施工箇所ですけれど、JR常磐線に近接しているところでありまして。それで、鉄橋の下の土砂を撤去するという厳しい施工条件のところでありまして。

【美馬委員長】

施工条件が厳しいのでそれを配慮したということのようですね。

よろしゅうございますか。

【松野委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

【北川委員】

ちょっと聞きそびれたんだと思うんですけど、7つの理由だったでしょうか。

【いわき地方振興局】

はい。

【北川委員】

最初のものが4者でそのほかが1者ということになると、10者になっちゃうので確認したいんですが。

【いわき地方振興局】

申し訳ございません。この理由につきましては、すべて聞き取り調査によって行っておりますが、11者中1者については、倒産してしまったということで辞退の理由については確認できなかったということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【北川委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、4番目の案件、山口土木事務所の案件について御説明願います。

【山口土木事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

非常に少ない応札者数ということですが、その原因についてはどういう風に考えてますか。

【南会津地方振興局】

要件としては、隣接3管内ということですが。当該工事の場所は、旧伊南村になりますが、旧田島町から約40キロほど離れたところがございます。まず、管外業者につきましては、会津若松からだと80キロ、白河からだと100キロ以上ということになります。こういう地域的条件等から考えて管外業者については敬遠されたと思われまして。また、管内につきましても、管内では該当業者が33者ほどございます。なお、山口土木事務所管内、南会津の西部地区では13者になります。県内有数の豪雪地帯でもございますので、地域的条件、工期、手持ち工事の状況等を勘案いたしまして業者が判断した結果だと思われまして。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

工期あるいは地理的条件が重なったのではないかということでしたが、ほかに質問はありますか。

【杉山委員】

落札者の新井組というのはどこにあるのでしょうか。

【南会津地方振興局】

旧伊南村でございます。

【美馬委員長】

工事場所には非常に近いところですか。

【南会津地方振興局】

はい。そうです。

【美馬委員長】

ほかに質問はいかがですか。

【安齋委員】

応札可能業者が山口土木管内に13者ということでしたけれど、南会津はもともと仕事がない仕事がないとずっと言っていたところですよ。それで2500万円の案件に1者というのは解せないんですけれど。特に理由はあるんですか。手持ち工事があるというのもちょっと考えにくいんですけれど。そこら辺わかる範囲で教えてください。

【美馬委員長】

仕事が重なるというのはちょっと考えられないのではないかと。管内に13者あればもっと応札があってもいいんじゃないかということですが、そこら辺についてはどのような把握をしていますか。

【山口土木事務所】

13者でございますけれど、それぞれA・B・Cという中で、それぞれ会社の施工能力というものもありまして、結果的に1者だけ応札してきたということで、仕事の状況につきましては、どの程度までというのは把握していない状況です。

【美馬委員長】

もう1度聞きますけれど、参加要件のA・B・Cを満たす管内の業者が13者あるのではないんですか。

【山口土木事務所】

そのとおりでございます。手持ち工事の状況、会社の能力についてどの程度までということは把握しておりません。

【美馬委員長】

ということは、地域的な要件についてはわかるにしても、仕事を持っているかはわからないということのようですね。

【安齋委員】

事後公表とはいえ、99.08%ですので、予定価格が厳くて採算が合わないだろうとみたんですかね。その辺はわかりませんか。

【山口土木事務所】

工事の内容といたしましては、一般的な工事の内容でございまして、見積りについては標準的な積算をしております。そういう意味からしまして業者の考えによるものだと思います。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、5番目の案件、県中農林事務所の案件について説明願います。

【県中農林事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

御質問いかがですか。

入札参加者数が多くて落札率が低いんですけど、最後はくじで決まったという案件です。

【北川委員】

先ほど申しましたように、どこも入札金額が低かったことと同じ金額が9者、結果的にくじ引きという状況ですけれど、低かったこととなぜ同じ数字になったということなのか、その辺で考えられることはございますでしょうか。

【県中農林事務所】

工事の概要につきましては、植生基材を厚さ3センチで吹き付けるという一般的な工事ということでございまして、その積算につきましては、市場単価、これは物価版というもので公表になっておるものですが、その中から法面工だけということで極めてシンプルなものであるということでございます。諸経費につきましても、積算ソフトが市販されてございますので、設計額を推定することは容易であると考えられます。また、最低制限価格につきましても、過去の入札結果等を分析して類推しているのではないかと考えられます。したがって、最低制限価格の近似値に皆さん集中したという風に私どもは考えてございます。

【美馬委員長】

そういうことのようにございます。1つは工事単価が非常に簡単に見積りができる。そして、最低制限価格もこれまでの結果から大体類推できるのではないかと。その結果がこうなったということのようにございます。

【県中地方振興局】

法面工事自体の落札率というのは全体的に低くなっておりまして、資料1の2ページにございますとおり、上半期全体で法面工事は78.97という落札率になってございまして、それに比べて格別低いということではないと考えております。

【美馬委員長】

法面工事だけに関してはそんなに低い値ではない。ほかの工事に比べると随分低いんですが、法面工事に関しては低くないということのようにございます。

【杉山委員】

抽出案件が5件あって、地域要件が片寄ったところだけものすごく落札率が高い。ですから、今の案件番号5のように、ほかの法面でなくても、全県になるとかなり安くなってきているということなので、今後、地域要件なんかを十分考えて指名などをさせていただきたいというのが、今回全体的に見た中で感じました。

【美馬委員長】

地域要件をうまく取り込みながらやる必要があるんじゃないかという意見でございました。

今それぞれの案件について事務所から説明がありましたが、一括しまして抽出案件の5件につきまして、意見等を承りたいと思います。質問も含めてでも結構でございますので、5つの案件につきまして、意見等も含めてお伺いしたいと思います。

【安齋委員】

聞き忘れたんですが、案件番号1で指名が20者なんですが、応札可能業者数は何者ですか。

【県南農林事務所】

37者です。

【安齋委員】

ほかの案件は10者前後の指名なんですが、20者なのでそういう意味では数を増やして良かったかなとは思っております。

【常松委員】

今に関連いたしまして、37者ということで上位から20者選んだということですが、20者の中のB・C・Dの数はどうなっているのでしょうか。

【美馬委員長】

20者の内訳として資格のB・C・Dの内訳はどうなっているのかということですが。

【県南農林事務所】

Bの業者が14者ございますけれど、1回目の入札の時に、1回目の入札は10者選定しました。その中で1者が応札しなかったということで、その業者を外しましてBの業者を13者、それからCの業者8者のうち7者を選定してございます。

**【常松委員】**

そうすると、現実的にDの業者を外すということに繋がってしまうわけですが、これについては、どうお考えですか。

**【県南農林事務所】**

Dの業者になりますと会社の規模が大変小さくなりますので、県の工事に入った実績があまりないということから、より品質を求めるということでB、その次にCということで選んでおります。

**【常松委員】**

それでちょっと心配していたのは、一応基準ではDまで可能ですので、上位から選ぶということになってしまうと、結果としては基準を満たさないということになるのではないかと思うんですが、これはやはりDからも選択するという幅を広げる方向で、指名の方法について検討する必要があるのじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

**【美馬委員長】**

B・C・Dが資格要件になっている時に、B・Cだけでやるのは問題があるのではないか。資格要件がDまで広げられているなら、Dからも当然指名があつていいのではないかという意見だと思うんですがいかがですか。

**【県南農林事務所】**

県営工事等に工事の実績がある会社があればDからも選ぶんですけども、どうしても我々発注者側としては、品質を確保したいという思いがありまして、過去の実績等を勘案しながら業者を選定しております。

**【美馬委員長】**

品質確保のために過去の実績を尊重したということで、Dの会社には実績がなかったということのようでございます。

**【安齋委員】**

それなら資格要件がおかしいですね。矛盾しますよね。初めからDを除けばいい。

**【美馬委員長】**

そこら辺はどうですかね。資格要件を満たせないのなら、初めから要件をB・Cで限定すべきではないかと。Dを入れるということは、そういうことも想定してDを入れているんであろう。入れているのにそこから選ばないというのは、看板と中身が違うじゃないかということですが、その点はいかがですか。常松さんの意見もそうですよね。

**【常松委員】**

それから、もう1点ですけど、入札率を見ますと極めて高レベルで金額が類似していると。そういう点については、B・Cに限定してしまうことによって、何か価格を統一するような方向の動きがあるような印象を若干受けるわけです。そういう面からすると、やはり県の方針に従って、Dを入れるということであれば、当然それについても配慮する必要があるんじゃないかということですが。

**【美馬委員長】**

委員のメンバーからはそういう意見もございます。もし、品質の確保も重要なら初めから要件としてB・Cで条件を設定すべきではないか。Dまでの資格でいいということになれば、そこからも何者か指名して競争させるのがいいのではないかという意見でございます。

**【入札監理課長】**

ここに格付等級B・C・Dということで書いてありますが、指名の試行の基準が1000万円未満ということで、B・C・Dの中から選ぶというのが基本になってございまして、指名でございまして、過去の実績を見てしっかりした業者から指名していくという基本的な考えがございまして、工事の内容とかそういうのも判断しながら、1000万円未満だとしても、過去の実績から見て品質の確保が重要だということになれば、例えば取扱高とか総合点の上の方から選んでいくということについては、それなりの理由があると考えております。

【安齋委員】

委員長の質問は現場に質問しておりますので、入札監理課長が答えることではないと思います。それから、先ほどの回答の中では、Dが15者ありますね。この中には、過去に実績がある業者は1者もないんですか。そこがポイントなんですけれど。

【美馬委員長】

Dの業者に実績があるのかどうか。

【県南農林事務所】

その点については調べてございません。

【安齋委員】

説明が矛盾してませんか。要件を満たしてたんでB・C・Dを入れたんでしょ。選ぶ時に品質の確保のために実績を重んじてBとCの上位20者から選んだと。Dが実績がないなら初めからDを入れなければいいですよ。Dに実績があるかないかわからないで選ぶというのは指名競争入札の要件を満たしていないんじゃないですか。我々1年前に指名競争入札の試行を認めた意味が薄れてくる。その辺御回答をお願いします。

【県南農林事務所】

総合点というのは会社の出来高とかそういうものを勘案して順番を付けているんですけど、総合点がいい会社というのはそれなりに実績があると判断しております。それで、その中で上位から選べば品質の確保はできるのかなと考えております。

【安齋委員】

実績があるかどうかを重んじたと回答したんでしょ。それだったらDの15者にも実績があるかどうかはわかるんじゃないんですか。それとも、入札監理課長、Aを除いた場合は、B・C・Dとするルールなの。BとCにできないの。

【入札監理課長】

これは指名競争入札の指名する時の一般的な基準として、1000万円未満はB・C・Dから選ぶというのが基準になっているということです。

【美馬委員長】

そうしますと、私も理解不足だったんですが、工事の規模に応じて1000万円未満だったらB・C・Dを入れるということになるということですね。まず、そこが第1点で、実際指名でどこから選ぶという時に、品質を重視して総合点が高いところから選ぶのか、もう1つは、過去の実績で総合点に関わらずDの方からも万遍なく選ぶのかというのが1つの判断基準になる。今回の案件については、総合点の上位から順番に選んだということでございます。常松さんいかがですかね。

【常松委員】

県として、1000万円未満の工事については、B・C・Dを対象とするということについて、各公所公所がそれぞれに、このケースの場合はBとCにしよう、あるいは点数の上位からしようということになってしまうと、県が設定しているB・C・Dを対象するということになし崩しになくなってしまわないかと。結果としては、県の方針はないということになってしまいますので、また、同時に零細業者を閉め出すということにも繋がりがねません。永久に零細業者はチャンスを与えられないとなってしまいますので、そういう意味においては、B・C・Dからバランスのある指名をする必要があると思います。

【美馬委員長】

今のお話は、1000万円未満の場合には、B・C・Dまで入れることが可能となっていて、内部規定でB・Cに限定するというのはおかしいのではないかと。それからもう1つ、零細業者を排除するのは問題があるのではないかと。そういう意味では下位の業者についても一定の指名ができるように、もし内部でそういうことになっていけば、そこら辺は看板と内容をきちんと一致させる必要があるというのが意見だと思うんですが、いかがですかね。

【入札監理課長】

一般的な話なんですが、基準の中でB・C・Dの中から指名業者を選ぶとなった時に、工事の内容に応じて、例えば過去の実績から選んでいくという方法やそういうものも加味しながら工事現場に近い業者を選んでいくという場合もありますし、内容が簡単なものであればDも含めて考

えていくということもありますので、B・C・Dの中からどういう基準を使って選んでいくかというのは、それぞれの発注機関、さらには条件審査会等の判断による、個々の案件で判断していくというのが実態であります。

【美馬委員長】

個々の案件に関して画一的なものがないとは私も思わないんですけども、一方では競争をできるだけ促進して、一定の合理化を業者にも求めるということも大事ですし、そして、もう一方では地元の企業の育成という問題もある。そういう意味で画一的にやれとは言わないんですけども、指名競争入札をするのに大事なことは、これで競争が確保できますかということが重要になるのではないかと思います。この案件につきましては、非常に落札率が高いところで固まってきているという面で、競争入札の趣旨が活かされているのかどうか、そこら辺も含めて今後の検討課題かなという気はいたします。

【安齋委員】

Dの15者に過去の実績があるかどうかわからないという回答でしたけれど、一般論で言いますと、Dの資格の業者には契約業者になったことはないけれども、下請業者として実績があるというのは結構あるんですよね。それは把握してないですか。

【県南農林事務所】

その点については把握してございません。

【安齋委員】

指名権の裁量の範囲なので入札監理課長が言うように現場の判断ですということでもいいかとは思いますが、ほかの指名競争入札の場合は10者前後しか指名しないのに、この案件は20者選んだんですよね。ということを私は評価したかったんですけども、そこまで広げただったら、常松委員が言うように、Dの業者も実績、下請の実績も含めて1者でも2者でもあれば、かえって透明性が増して良かったのかなとは思いますが、それだけは今後の検討課題ということですね。

【美馬委員長】

まとめといたしましては、あまり画一的ではなくて、指名競争入札でも競争は大事だと。そして、地元の中小の業者を排除しない方法もまた大事だと。そういうものを含めて総合的に指名はしていくべきじゃないかということだと思います。

常松さん、それでよろしゅうございますかね。

【常松委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますかね。

それでは、抽出案件の議題につきましては、これで終わらせていただきます。

それでは、ここで5分間休みをとります。10時15分から始めたいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは時間になりましたので、審議案件を継続させていただきます。

次は審議事項イで「アクアマリン子ども体験館（仮称）増築（建築）工事について」でございます。この委員会では新しい審議事項になるような議題でございますが、その辺を含めまして事務局の方から説明願います。

【生涯学習課長】

(資料6により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

この審議案件というのは、この委員会でこういった形でやるのは初めてですが、従来この委員会では、落札の結果につきまして、その良し悪し、又は談合の有無等について検討してきたんですが、これは入札不調の問題でございます。

それで、この委員会に適する内容かなと私も心配いたしましたして調べたんですが、この委員会が担当する事務ということで4つの事項が指定されております。そして、その中で第2号に「入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項」を審議するというようになっておりまして、契約の過程という問題に関してこれに該当するのではないかとということで、この問題もこの委員会で審議することについては妥当ではないかと判断しております。

もう1つ、先ほど資料6でございましたように、議会の委員会の方から入札制度等監視委員会で検証を受けてほしいという附帯事項が付いておりますので、県当局からもこれについて検証してほしいという要望が出されました。そして、内容的には、「検証を受けること」というあいまいな内容だったんですが、常任委員会の委員長の方から主たる議論が5つあったということが整理されまして、多分検証してほしい内容というのは、この5つの事項ということになるかと思えます。ただし、入札制度という問題に関しますと、(4)につきましては、事務当局と県議会の関係の問題、そして(5)については、またこれも県議会と当局の問題ですので、これは当監視委員会に意見を求められてはいないだろうと判断いたしました。

結果としましては、(1)、(2)、(3)の事項でございます。1つは随意契約が妥当であったのかという件でございます。これにつきましては、先ほど1ページから3ページに渡って説明されましたように、随意契約が妥当であったかどうか。2番目の問題は、入札不調の原因になった設計と実際の積算価格が妥当であったのかどうか。これについて検証してほしいという案件かと思えます。そして3番目は、本体が決まらないのに、電気工事と機械工事が先に決まってしまうという変な形になったのは、入札の制度に問題があるのではないかと。この3つの件について、この委員会で意見をまとめてほしいというのが、今回付された審議事項だという風に理解しております。

これでよろしゅうございますね。

**【安齋委員】**

はい、いいです。

**【美馬委員長】**

それでは、今説明を受けましたので、まず、説明について質問がございましたら、お願いしたいと思えます。

**【北川委員】**

そもそも本館については設計競技方式ということだったということで、先ほど7団体参加だったと聞いたんですけど、もし差し支えなければ、その7団体の名称と随意契約で日本設計に決まった経過をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

**【美馬委員長】**

随意契約で決まった時のほかの設計業者はどういうところがあったのか、そしてどうしてこういう結果になったのかということですが。

**【生涯学習課長】**

過去のことで十分に情報を持ち合わせてございませんが、参加者につきましては、平成7年度でありますけれども、実績を有するとともに、総合的な機動力を期待できる組織・事務所、そして独創性、高度なデザイン力を期待できる国内事務所、それから水族館建設設計に対する世界的なリーダーシップを発揮している海外事務所等ということでございまして、7団体につきましては、環境設計事務所、大建設、日本設計、横総合計画事務所、TAK建築・都市計画研究所、古市徹雄・都市建築研究所、ケンブリッジ・セブン・アソシエイツと株式会社環境開発研究所のジョイントという7者でございまして、さらにコンペを行いまして、審査会を経て1者に絞ったということです。

**【北川委員】**

コンペを行って審査会の多数決とかそういうことだったんでしょうか。審査会のメンバーというのはどういう方だったんですか。というのは、できないこともないんでしょうけれども、日本設計の設計そのものに無理がある。結局価格的に無理だったのではないかとと思うわけです。かなり難しい形ですよ。もう既に圧が掛かったような形になっているんですけども、その辺で建築のプロの方が入っていたのかなどについて教えていただきたい。

**【生涯学習課長】**

9名の審査委員でございまして、建築家の大高正人さん、建築家の香山壽夫さん、彫刻家の伊藤隆道さん、プランナーの松川淳子さん、現館長であります安部義孝さん、建築家の伊藤邦明さん、日大の助教授の長澤悟さん、それと福島県の教育長及び土木部長ということで、9名中5名が建築の専門家となっています。

【美馬委員長】

建築の専門家が中心となって設計者を選んだということのようですので、当初についてはプロが選んだというようなこととございます。

ほかに質問はいかがですか。

【安齋委員】

13年前に決まったのが日本設計なんですけど、私は素人ですので技術系のことはよくわかりませんが、こういう水族館というのは特殊なものですので、業者も経験があるところは少ないと聞いています。それと、設計する方も少ないと思いますが、日本設計は今までの実績はどれくらいあるんですか。

【営繕課長】

日本設計の実績でございますが、下関のしもせき水族館と多摩市に動物園的なもので昆虫生態園というものがありまして、水族館とは若干違うんですが、そのようなものを設計しています。

【安齋委員】

そうすると、水族館としては1件しか実績がないということですね。

【営繕課長】

私どもが把握しているのは1件です。

【美馬委員長】

実績とすれば下関くらいだということですが、ほかに質問はいかがですか。

意見交換の段階で質問も含めて結構ですので、(1)の設計の随意契約の妥当性について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

【安齋委員】

随意契約にした理由が確かにここに書いてあるんですけど、コンセプトを損わないよう一体感を重視したということなんですけど、この程度のことならば、初めからこういう条件を付けてコンペするというようなことは考えられなかったんでしょうか。初めから随契ありきのケースじゃないんですか。

【営繕課長】

これにつきましては、当然基本的なコンセプトを踏まえるということもありますが、埠頭という特殊な条件でございますので、例えば、本館から海水を引っ張ってこなければならぬ水槽があるというようなこともありまして、設備的にも一体的に考えないとなかなか難しいということで、デザインの面もありますが、機能的な面も重視しておりますので、本館を設計した設計者が一番妥当かなということとございます。

【安齋委員】

そうではなくて、例えばコンペとか何かを検討しましたかということなんです。全然それは検討しなかったんですね。

【営繕課長】

コンペ、プロポーザルは検討したところでございます。

【安齋委員】

検討した資料があるのであれば提出してください。

【営繕課長】

内部の検討資料でございますので。

【安齋委員】

我々委員会は内部資料だっただけ出してもらうことができるんですよ。出せない理由でもあるんですか。

【美馬委員長】

コンペを検討したことがあるというならば、その資料がほしいということですよ。

【安齋委員】

もし難しいというなら、委員長と私限りでも構いませんよ。

委員長にも出せないの。

**【美馬委員長】**

今の質問の基本な点は、一体性ということはコンペという形でも対応できるのではないか。初めから随意契約ということではないかというのが質問の趣旨です。

**【生涯学習課長】**

正式な検討資料というのは持ち合わせておりません。

建築・設備設計監理業務設計者選定要領というのが土木部でございまして、その中で設計競技方式とかプロポーザル方式、簡易プロポーザル方式がありまして、2億円以上の工事については、公募型の簡易プロポーザルがあげられています。最終的にはそういうものを検討した結果、随意契約の方が相応しいという判断だったと思います。

**【安齋委員】**

手元には資料はないけど、検討した資料はあるということか、それとも検討してないから初めから資料がないということなのかどっちですか。

**【美馬委員長】**

規定でどうなっているかということよりも、それを検討した経緯があるのかどうかという質問ですが。

**【生涯学習課長】**

検討した内部的な資料についてはございます。その中で先ほど御説明しましたように、7者で設計コンペをした時の審査員の一人の元東北大学の伊藤先生と相談して技術的なアドバイスを受けたということで、その相談をして日本設計が妥当かどうかという検討をしているものでございます。

**【安齋委員】**

後で検討した資料を、委員長と私だけでも、私がダメだったら委員長だけでもいいですけど、どの程度検討したのか見せてください。

検討したかどうかは、それを見て考えますので。

**【美馬委員長】**

質問の趣旨は、随意契約をする前に、既存の設備との一体性の問題はプロポーザル方式やコンペティションの問題で対応できるのではないか。随意契約とすぐに持つ理由にならないのではないかということだと思んですが。そこら辺を含めてきちんと検討したのか、経過があるのかどうかという部分がポイントになるということです。

**【杉山委員】**

コンペの話が出たので関連なんですけれど、日本設計が、デザインやコンセプトを損なわないというのはいいんですけど、設計積算の段階で3割も高くなるということを見抜けなかったとか、それだけのことをやっていて積算能力が低かったということはどうも解せないんですけど。ですから、そういう設計積算をできる技術者がいるのかということなんです。

**【美馬委員長】**

今の質問は、後で3割も増えるというのは、当初の積算見積りは、本当に設計どおりにやれる能力のある人が積算見積りをしたのかどうかということですが、そこら辺についてはどうですか。

**【営繕課長】**

日本設計につきましては、一級建築士事務所でございます。日本で有数の規模を誇る職員を抱えている事務所ですので、それは十分積算は可能だと判断しております。

**【美馬委員長】**

そうすると逆に聞きたいんですが、それほど積算がきちんとできるならば、大体予定価格というのはそこから出てくるんでしょうけれども、それが3回目の入札時における見直しとあまりにも違う見積りであった時に、こんなに差があるというのは本当に積算の実力があるのか。人がいるというのはわかるけれども、きちんとした見積りを提出しているのか、そこら辺についてはどうですか。

**【営繕課長】**

見積りの件でございますけれども、基本的には県で外注設計を出した場合、設計自体は設計事

務所にさせていただいて、積算についても一応出してもらいますが、それを設計書にまとめるのは県の職員が直接やっております。見積りを取る段階では、県の職員がメーカーや専門業者とかに直接見積りを出してもらってますので、まとめるのは県の方の役割になっております。

【美馬委員長】

ということは、県の職員の見積り能力が弱かったということですか。

【営繕課長】

その点につきましては、県の内部の規定で基本的には3者以上ということになってございます。そのため、県内あるいは全国から3者以上の見積りを各専門業者さんから取るということで、この場合も3者以上十分取れてますし、単価に反映しておりますので、県としては、その段階では、その金額で十分やれるという判断をしておりました。

【杉山委員】

3者が適正な価格と言っているんですけど、安い金額ならいいんですけども、元々の工事金額が4億以上で1億2千万増えるということ自体が、そんなに積算が違うのかなとその辺が非常に疑問なんですよね。3者取って適正で妥当であった。それで4億のお金で1億も上がるということ自体がどうも解せないですね。

【営繕課長】

1億2千万につきましては、全額が見積りを取り直したためになったということではございませんで、御承知のとおり今年度急激に単価が上昇いたしました。その点で1月と2月に入札をかけたわけですが、その後に急激に物価が上昇しまして、今回発注する段階でこのうち7千万近くは物価上昇分となっております。その点が3月時点とは若干状況が違ったと。あと鉄骨工事につきましては、工法がかなり難しいというのがアンケートでもございましたので、そういうものについて若干見直しをかけたために手間暇が掛かる部分が出てきたということで、その分金額が増えてきたということで、当初の設計の見積りが金額的に安いんだという話ではないということです。

【美馬委員長】

その時点ではそういう金額だということですね。

【松野委員】

今アメリカ発の金融不況で、新しく大統領に就くオバマさんも早めに経済閣僚からバタバタ決めて、1月20日の就任に備えて今から準備態勢に入っている異常事態ですよ。今課長さんおっしゃったように、皆さんも御存知のように原油の高騰、資材の高騰、素材の高騰、今年は異常づくめであったことは、皆さん御存知のとおりでございます。敢えて説明はいたしませんけれども、やはりこのような異常な時代において、単なる見積りの妥当性云々をここで我々が素人の考えで議論しても始まらないことだと思うんですよ。やはりこれはきちんとした形で、今御説明あったとおり3者以上の見積りで正確な単価を算出しているということであれば、我々がここで議論しなければならないのは、県御当局がその規定どおりにやった結果こういう形になったのか、それとも規定どおりにやらなくてこういう結果になったのかを議論する場であって、その資材高騰云々とか、石油価格が7月にピークアウトしたわけですけども、また今度はとんでもなく安くなってきているわけですけど、こういう激変の時代において、単価の妥当性云々を我々がここで議論できない問題だと思います。そこだけちょっと押さえておいて話を進めたいと思います。

【美馬委員長】

今のお話しは、随意契約の妥当性を判断する時に、本当に随意契約の対象の日本設計が妥当だったのかどうかという問題を指摘したのであって、その金額が妥当かどうかというよりは、随意契約の対象とする日本設計が妥当だったのかどうかという観点から議論しております。だからその金額自身をとにかく言うのではなくて、対象となった日本設計が本当に妥当かどうかという問題が主なんだと思います。

【安齋委員】

随意契約が妥当だったのかということになると、検討したけれど今手元に資料がないということなので、後で資料を委員長に説明してください。ただこの程度の随意契約の理由に関しては、随意契約にしなければならないほどの積極的な理由は見い出せないんです。この文書だけでは説

得がないんです。だからさっきみたいに本当に検討したんですかと。資料にないからそういう質問をせざるを得ないんです。その辺をもう少し検討すべきだったのではないかなと。悪いけど、初めから随契ありきの契約じゃないかという疑念を私は抱かざるを得ません。

【美馬委員長】

今話をまとめるために、ちょっと聞きたいんですが、今の段階で考えた時に随意契約一本でいかなければならないという結論は出ないんじゃないかと。今から考えると、プロポーザル方式でもよかったのかなという点についてはいかがですかね。

【営繕課長】

確かに委員長がおっしゃるように、現時点ではどういう方向と言いますか、あらゆる可能性を検討すべきだったと判断しております。

【安齋委員】

デザインなんですけれど、今見ると、私はあくまでも素人ですよ、技術的なことはわかりませんが、これ変形ですよ。なぜ変形という設計を採用したんですか。いくら随意契約でも。変形になれば資材も特注になりますよね。あと、素人目に見れば、両脇にデッドスペースができますよね。わざわざデッドスペースをつくるためにこういう設計を選んだんですか。シンプルイズベストじゃないの。真四角でいいんじゃないの。変形にする必要はないんじゃないかと。

【美馬委員長】

その辺についてはどうですか。設計の基本に関わることですけれど。

【営繕課長】

設計のコンセプトに関わる部分なんですけど、設計者のイメージといたしましては、本体の方がクジラのイメージになっておりまして、そこで波のようなイメージを持たせたいということで、少し斜めにして波が押し寄せるようなイメージをデザイン的に表したということに設計上はなっております。

【美馬委員長】

それは県の指示で行ったわけですか。

【営繕課長】

デザインにつきましては、設計会社の自主性に任せております。

【安齋委員】

こういう特殊な設計にしますと、材料も特殊になりますよね。特殊仕様だとすると当然値段もアップしますよね。今県の財政が苦しい時にわざわざ高いものを発注するような工法を選んだというのはちょっと解せないんですけれど。いくら設計者が選んだデザイン云々があるようすけれど。

【美馬委員長】

そこら辺についてはどうですかね。この設計どおりにやるとコストは高くなると。それについては、一定の制限は設けなかったのかということかと思いますが。

【営繕課長】

それにつきましては、御指摘のとおりコスト的には若干高くなると思います。ただ、ここは集客施設として非常に好評でして、ここに、現在子どもさんが遊ぶスペースができておりますが、非常に好評となっておりますので、そのようなところに真四角の建物を造ったのではイメージ的な問題もございまして、その分くらいはやはりやむを得ないかなと判断しております。

【美馬委員長】

要するに、既存の施設で評判のよいものの延長線上で考えているということのようでございます。

【安齋委員】

3回目の時に設計を見直して2000万くらい下げたと先ほど説明ありましたよね。杉山さん、こういう特殊な設計するから2000万高いんでしょ。

【杉山委員】

そうですね。

【安齋委員】

そういうことですよ。

それで逆にこのデザインを選んだために集客率はどのくらいアップするんですか。私が思うには変わらないんじゃないの。設計者の自己満足に過ぎないんじゃないのかな。こういう特殊な設計というのは、このために子どもがたくさん入るんだったら、5割増えた、2割増えたというんだったらわかるけれど、そんなに効果があるとは思えないんですけれど。

**【生涯学習課長】**

先ほど冒頭に説明しましたように、子どもとか小さい幼児の皆さん向けの展示の部分が少ない、それから、実際魚とかの命に触れる部分が少ないということで今回増築となったわけですが、その部分の中で、今安齋委員御指摘のデッドスペースという部分がございますが、大人が目線からするとデッドスペースですが、子どもとしては通ったりとか、そういう子どもとして楽しめるような施設としてのデザインとしてどうだとか、そういう検討もなされたように聞いております。それから、短期的ではなく、水族館自体、いろいろな展示の工夫をしながら将来的に集客を維持していく、通常開館しますと来館者数が右肩下がりに落ちていくわけですけど、V字の回復をして100万人突破をしたわけがございますけれど、そういうところで、常に水族館としての機能を維持しながら、長期に亘って親んでもらえるということで、そういうデザインのところも大切だろうと考えてます。具体的にこの体験館によって何人集客が増えるということまでの試算はしておりません。

**【美馬委員長】**

設計の内容については、私たちは技術屋じゃありませんので、その議論は置いておきまして、この随意契約が妥当であったかどうかには絞って皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

**【森岡委員】**

アクアマリンふくしまが大変重要な施設だということは重々承知しております。今回、入札が不調だったという内容を見てみると、非常に具体的に設計に対する難しさというのがいっぱい出ているわけなんですけれど、それから見栄えの問題とか、その後のメンテナンス、錆とか水漏れの問題まで詳しく出ているんですが、遡って平成7年度にこちらの日本設計さんが設計されて、当時どの業者さんが施工されたかというのはわからないんですが、その後の20年までの流れの中で、そういう不具合があったのかどうか。デザイン性というのはわからないんですが、そちらを重視するあまりにその後メンテナンスが大変だったとか、施工の段階で非常に大変な部分があったとかということがあったのか。もしそういうことがあったのであれば、その業者さんを随意契約で選ぶというのはどうなのかなと、素人考えで思うんですが、その辺りをお伺いします。

**【美馬委員長】**

1つはアクアマリンはどの業者がやったのか。そしてそれは技術的に難しい問題があったのか。そしてその後のメンテナンスについて問題があったのかどうか。こちら辺りについてお伺いしたいんですか。

**【営繕課長】**

本館につきましては、大手の大成建設と地元の2者のJVでやってございます。そのために大成建設は大手でございまして、本館もデザイン的にはガラスなどを使いまして難しい部分はあるんですが、そこは問題なく施工しております。その後のメンテナンス等につきましては、皆さん御承知かどうかわかりませんが、ガラスが外側に張ってありますので、太陽光の関係がかなり強いということで、ガラスの中に若干異物が入った部分があったようで、割れる部分がありまして、そういうことで何回か取り替えたことはございます。

**【美馬委員長】**

ガラスについては、メンテナンスの面でちょっと問題があったと。業者については地元と大手のジョイントベンチャーによって行われたということのようでございます。今回については、地元の企業をとということでしたか。そういう方針で一貫していたわけではないですよ。2回目は全国規模に広げましたよね。

**【営繕課長】**

1回目につきましては県内の企業を対象にAランクということで募集しておりますが、応札者が1者しかおらず、なおかつ無効になってしまったということで、2回目は全国に広げてあります。全国に広げたんなんですが、御承知のとおりいろいろな問題で大手各社がほとんど指名停止になっておりまして、大成建設も現在指名停止中ということで、先ほど委員御指摘のとおり随契とい

うことも1度は検討したんですが、なかなか指名停止中ということもございまして、それはやっておりません。

【美馬委員長】

そういう意味では、大手の技術を持っているところが全部指名停止中で応札できなかったという事情もあったので、なかなか技術が優れたところが応札できなかったという面はあるかもしれません。

【安齋委員】

設計の方の随契だけ問題になっていたんで、たまたま本体工事の業者の話になりましたけれど、今の答え私解せないところがあるんですよ。大手のゼネコンというのは子会社を抱えているんですよ。本体が指名停止になると子会社が受けるんじゃないんですか。受けるだけの能力を持った子会社を大手は持っていますよ。それすらも来なかったんですか。

【営繕課長】

子会社はあると思いますが、そういうところの応札もなかったということでございます。

【美馬委員長】

応札はなかったということですね。

【藤田委員】

当初大成建設と地元JVという形だったようですけれど、地元JVのどの会社が今回入札に参加されたのでしょうか。

【美馬委員長】

前回のJVの地元の業者が今回どうだったかということですが。

【営繕課長】

8ページに記載がございまして、加地和組と4番目の福浜大一建設、もともと福浜工業という会社だったんですが合併しましたので、ここと大成建設のジョイントということになっております。加地和組が前もやって今回も取ったということでございます。

【岩淵委員】

ちょっとわからないんで教えていただきたいんですけど、こういう設計の随意契約というような場合に、まず基本設計をやるわけですが、基本設計をどこでどういう形で、これが良い悪いというのを発注者の方では検討するのでしょうか。というのは基本設計を受けたところがおそらく実施設計までストレートに随意契約になっちゃうということであれば、その妥当性とか何とかいうのは、どういう形でどう判断するのかなというのを教えていただきたい。

【美馬委員長】

基本設計と詳細設計が一体になっているのかどうかということですが、いかがですか。

【岩淵委員】

というよりも、基本設計が提出されますよね。基本設計がそのままいいやということでスーッと採用しちゃうのか。随意契約ですからね。随意契約の場合、例えばここがこうなのかどうかということで手直しをしてくれとか、そういう形のいろんな経過が出てくるのかどうか、その辺がよくわからないのでどうなっているのかということなんです。

【美馬委員長】

全部業者にお任せなのか。県の要望を決めて調整をする過程を経るのかどうか、その辺についてはいかがですか。

【営繕課長】

県発注工事につきましては、自分のところで設計する場合と外部に委託する場合と2つございまして、外部に委託する場合でも、私どもの営繕課に1級建築士がおりますので、そちら側と発注側の主務課の方、アクアマリンの館長を始め現場の方、そちらの方と十分打ち合わせを重ねまして、そこで修正しながら基本設計、実施設計をまとめていただくという形にしてございます。

【岩淵委員】

その基本設計の時に、大体ある程度それについての値段というのは出てくるんですか。実施設計の前に出てくるのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

【営繕課長】

元々一番最初の段階で基本構想的なものをまとめていただきますので、その時に概算設計は出

していただきます。あと基本設計、実施設計の時もそれはもちろん向こうのお金ですけど、設計事務所で算出した概算設計なり、実施設計書というものを出していただくようにしております。

【岩渕委員】

例えば、基本設計がまったくこちらとしてはこんな設計では困るという場合が出てきた場合はどうするんですか。

【営繕課長】

それにつきましては、発注者側と十分協議しましてデザイン的にこちらで求めているものと異なるという場合は、修正をお願いしております。

【美馬委員長】

修正をお願いすることもあり得ると。

【田崎委員】

先ほどの随意契約ということに対してのことなんですけれど、実績もあるでしょうけれども、いろんなところのアイデアを取り入れるというのが、やはり、コンセプトはある程度こちらから提示できるので、いろんな方の意見とかデザインを取り入れてもよかったのかなというのが1点あります。ですから、随意契約に至るまでの経過をもう少し慎重になさって、いろんなところの検討を時間を取った方がよかったのかなと思っております。また、ある程度の予算を決めてかからないと、提示された金額を高い低いではないんですけど、ある程度の枠の中でのデザインを提示していかないと、今後ますます金額的に難しくなってくるので、その辺の配慮をこういったものを決める場合には少し入れていった方がいいのではないかなと思います。

【美馬委員長】

今の話ですと、事前にもう少し意見を聞くコンペティションとまではいかないまでの事前の準備は必要だったんじゃないかと。そしてもう1つは、設計を依頼する時にも、金額的な目安というのは示したほうがいいじゃないかと。全部投げるのではなくて、予算的な上限もやはり示して造らないとよくないのではないかというものだったと思います。

【杉山委員】

日本設計に決まるまでに、コンペティションの話は出なかったんですか、あくまでも最初から随意契約で行くという形だったんでしょうか。

【美馬委員長】

これについて私の方からも質問がありまして、本当に随意契約を採った理由がどこにあるのか。なぜ一般的なコンペティション方式を採らなかったのか。そこについてはもう少し明確にその理由を示していただかないと、随意契約がよかったのかどうかの判断ができないということになるんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどうですかね。

【生涯学習課長】

2億円以上の工事につきましては、簡易プロポーザル方式で公募型簡易プロポーザル方式があるようでございますが、企画に対して公募により発想、課題解決法及び取組体制に関する提案を求め、その内容を審査し設計候補者を選定するというものになっております。今回子ども体験館の整備につきましては、設計案作成に必要な条件、施設整備による目標とかデザインや機能の基本的な考え方が県の方で策定をしましたので、そこまで求めたコンペは適当ではないのではないかなというように検討をしたようでございます。

【美馬委員長】

もう1回聞きたいんですが、要するに県の要望を満たすためにはプロポーザル方式は不適切だと考えたんですか。一般的に県で基本的な方向を示して、そしてプロポーザル方式でやるのが普通であって、今回特にそれが不適切だったという理由はどこにあるんですか。

【生涯学習課長】

その当時の検討ではそういったような形になっておりますが、先ほど営繕課長の答弁にもありましたように、今考えるとあらゆる方式について検討した上で、随意契約が妥当かどうかだとか、そういう面についても検討すべきであったと考えております。

【安齋委員】

今の説明、私の質問の時のと矛盾しませんか。私が先ほど質問した時に、杉山委員も同じ質問をしたんですけど、その時は当時は検討したとはっきり言いましたよね。ただ、手元に検討し

た資料を持ってないので、今提示はできないけれど検討はしたと言いましたよね。検討したなら後でいいですけど提出してくださいと私は言ったんですが、そういうことでしたら12時までこの委員会ありますので、事務局誰か戻ってその検討した資料を持ってきてください。あるかどうか。多分ないから検討しなかったと言っているんでしょ。先ほどの回答と矛盾しませんか。大きな問題ですよ。

**【美馬委員長】**

今の問題は本当にプロポーザル方式を視野に入れた検討をしたのか。初めから随意契約にするという大前提でことを進めたのではないかということですよね。私が聞きたいのはやっぱり随意契約を採ったことが妥当だったのかどうかということを検証することが求められている。そうしますと随意契約をなぜ採ったのか。そこの論理が出てこないと言っていると随意契約がよかったのかどうかの判断の仕様がないうということなんです。

**【安齋委員】**

さっきは検討したと言って、今度は検討すべきだったと言っている。完全に矛盾してますよ。それこそ我々委員会を軽視しているんじゃないの。

**【生涯学習課長】**

大変失礼いたしました。プロポーザル方式についても検討をさせていただいたんですが、十分に慎重にやるべきだったという意味でございます。そういう意味であれば、その部分についても、同じ土俵に乗せていろんな方式についての適否をきちんと分類をして、それで本当にいいのかと。私どもの反省といたしましては、先ほども説明いたしましたように本館との一体感とか、既存施設の有効利用を含めて給排水能力を使うとか、そういうところも考慮しながら、そういう部分についてちょっと重きを置いて、プロポーザルの検討について十分に行ってなかったのではないかという反省をしているということでございます。大変説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

**【安齋委員】**

生涯学習課は今年の3月までは教育庁でしたよね。今度企画調整部に移ってますよね。教育庁時代に技術者はいたんですか。

**【生涯学習課長】**

生涯学習課、前身は教育庁の施設運営グループというところで所管しておりまして、そこには技術者はおりません。教育委員会全体としては、財務の方に高校の修繕とかそういうものの全体計画を立てるということで1名配置しておりますが、そこにはおりませんでした。現在も生涯学習課には4月以降知事部局文化スポーツ局の方に移りましたけれど、いない形になっておりましたが、いろんな議会で御指摘を受けまして、営繕課の職員、実際アクアマリンを担当する職員ではなく別の業務を担当している職員が、第三者的な立場というか我々の立場からきちんとチェックをするということで、11月1日から兼務職員ということで、局に机を配置して業務を執っていただいております。

**【美馬委員長】**

ほかに2つほどございますので、この随意契約の問題につきましては、やはり当初からプロポーザル方式にするのか、随意契約にするのか、慎重な検討が必要だったと。簡単に随意契約にしたのは問題があるということで、よろしゅうございますかね。

**【安齋委員】**

間違いがあったとまでは明確に断定できないね。

**【美馬委員長】**

だから間違いとは言わないけれど、少なくとも随意契約にするのか、プロポーザル方式にするのかを慎重に検討すべきだったと。

**【杉山委員】**

プロポーザル方式が不適切だったので随意契約にしたと、先ほど回答があったんですけど、その不適切な原因は何だったのか。今分からないなら分からないでもいいんですけど、不適切な原因があったから随意契約にしたと、先ほど御説明があったんですけど、その不適切な原因というのはどういうことだったんでしょうか。もし分かれば。

**【美馬委員長】**

それが分からないので。

**【杉山委員】**

不適切な原因があったんで変えたんだということだったんで、なかったと同じことなんですよ。分からないということであれば。

**【美馬委員長】**

そんなにプロポーザル方式と随意契約と2つの選択を置いて慎重に審議したわけではなくて、もう初めから相当程度随意契約に傾いていたと。やはりこれは今考えても、先ほど言われましたように、今考えた時はもう少し慎重に検討すべきだったということのようですので、まとめとすれば、随意契約にするのか、プロポーザル方式にするのかについてはもっと慎重な検討が必要であったというのが委員会の意見かなということ気がするんですが、それでどうですかね。

**【安齋委員】**

あと当時教育庁に技術者がいたのに事務方だけで決めちゃったんでしょ。やっぱり配慮されなかったと。でもダメとまでは言いづらいね。

**【美馬委員長】**

私なんかも本体については非常に評判がいいから、一体性を、百年の計と言っちゃ悪いんですけど、相当期間福島の名物になるわけだから、いい結果があれば、それを引き継ぎたいという意向があるのはわかるんですけど、ただ、現場の人達が説明責任を果たせないようではやっぱりまずいと。組織とすれば、自分達がとった行動についてはきちんと説明ができるということが今は求められている。そういう意味で、今回のこの決定は、慎重な検討が十分行われなかったということになるんじゃないかなと思います。

**【北川委員】**

先ほどから安齋委員や委員長がおっしゃっているように、もう少し随意契約に至った経緯を知りたいということと、先ほど、最初の質問でお答えがなかったんですけど、9名の審査員のうち何人が日本設計ということになったのか、そういった細かい経緯というものを確認した上で、随意契約に至った経緯もそうなんですけれど、そこら辺をもう少し知りたいというのが、私の思いなんですけれど。

**【美馬委員長】**

そこら辺の資料はありますか。建築の専門家はどれくらいの比率があったのか。個人名は結構ですので、わかりますか。これは全会一致ですか。すぐには出てきませんか。後で議論を戻すかもしれません。

**【岩渕委員】**

ここにもちゃんと施行令が載っているんですけど、随意契約をしいいい場合というのが。これはあくまでも例外なんですよ。そして「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」という限定的な形で書かれているんで、逆に言うとこれが性質又は目的が競争入札に適しないだということは判断した上で随意契約ということにいかなければならないと思うんですけど、そこが結局わかると言えばわかるけれども、この程度の理由で随意契約という形でいいのかということだと思っんですよね。やはりそこら辺が問題なんじゃないかということだと私は思ってます。

**【美馬委員長】**

随意契約を採るなら随意契約を採るなりの説明責任をきちんと果たさなければならないということがポイントかと思っんです。

**【安齋委員】**

杉山さんに聞いたかったんだけど、設計の委託額というのは工事の大体5%だよ。

**【杉山委員】**

そうです。

**【安齋委員】**

そうですね。大体逆算してみると、工事の設計額の大体5.25%、差額は金額にすれば121万でちょっと高いかなというイメージがあるんですけど、これで了とした理由はなんかあるんですか。常識的には基本設計と実施設計は一体にするんですか。分けることはできないの。

**【営繕課長】**

建築の設計業務の委託の金額のことだと思いますが、それにつきましては、県で旧建設省の告示というのが国の方から示されておりまして、それに基づきまして県の設計の委託基準というのを定めております。それに基づいて算定しておりますので、私どもの方は妥当な金額だと判断しております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますかね。

【安齋委員】

基本設計と実施設計の一体の件については。

【宮繕課長】

基本的に基本設計と実施設計は一体でやりたいと考えておりますが、今回の件に関しましては、予算的な問題がございましてどうしても分けなくてはいけないということで、基本設計と実施設計を分離して発注しております。

【安齋委員】

業者を同じくしなければならない理由はあるの。

【宮繕課長】

基本的に通常一体で発注するのが原則だと考えております。

【美馬委員長】

それでは2番目の議題でございます。設計積算についてです。県の設計積算とそして実際受注する方の企業との実態のズレが随分あったんじゃないかと。入札不調という原因について、少し対応が遅れたのではないか、あるいは遅れた理由として、いろいろな問題があるかもしれませんが、設計の変更あるいは単価の見直し、こういうものについて対応が不十分ではないかということかと思いますが、これらについて皆さんの意見はいかがですか。

【安齋委員】

松野委員から資材高騰のことを我々の論議の対象とすることはおかしいんじゃないかという意見がありました。私は逆です。私は素人ですけど資材の高騰は去年の秋からありましたよね。入札したのは1月でしょ。問題は積算の時点はどこに求めたかなんです。結果的に私は県の積算の時点が実態と合ってなかったと。それとも当初の上がり収束するとみていたのか。結果的には高騰が続きましたよね。だから1回目も2回目も不調だったんじゃないんですか。それともう1つ言いたいのは、1回目はオール福島ですよ。2回目はオールジャパンでやっていますよね。3回目は県議会からクレームが出たんでオール福島に求めてますけれど、先ほどの担当の説明の中でオールジャパンにしたけれど、ゼネコンが参加しなかったから、指名停止中だったからということなんです。ちょっと先ほど言いましたけれど、ゼネコンというのはみんな子会社を抱えているんですよ。本体がダメなときは子会社で応札するというのが、ある意味の常識じゃないですか。その子会社ですら応札しなかった。もっと言えば、県内の業者と違って、私の知っている限りは、日本の大手のゼネコンというのは、新日本製鉄とかセメントもそうですけれど、主要な資材に関しては、年間で決めてるはずなんです。資材が高騰する前に1年間で何十万トン、何百万トン買うから単価はいくらという契約をしているはずなんです。だから1年間ほとんどそれでカバーできるはずなんです。県内の業者は注文を取って初めて発注しますから時点修正が必要かもしれませんけれど、大手のゼネコンだったらそれは関係ないはずなんです。現実に県の発注ではないけれど、福島市の庁舎の問題、あれは大手のゼネコンと地元で組んだから、今は資材高騰がなくなってきましたけれど、予定価格の80%ちょっとで決まったんじゃないんですか。そういうことから考えると、1つは時点修正をどの程度で織り込んだかですね。私はそれが不適切ではなかったのかというのが1つです。それから先ほど随契のところでは言いましたように、私はあくまで素人ですのでわかりませんが、ちょっと奇抜なデザインじゃないのかなと。要するに、設計者の独りよがりのデザインだから逆に標準仕様ではなくて特殊仕様を求めてしまう。当然資材単価はアップすると、特殊発注ですから、それから普通やらないような地元の業者を前提にやるはずなのに、地元の業者ができないような工法をあえて求めている。となればそれは設計者のエゴイズムじゃないのかなと。だから上がっちゃったと。そういうことじゃないですか。その辺をちょっと聞かせてください。

【美馬委員長】

1つは積算の時点をどこに求めかというところで問題があったのではないかと。そして、2つ目は大手が受注できなかったのは理由にはならないのではないかと。それを理由にしたんじゃないかと。もう1つは設計そのものが特殊な設計を予定していて、価格の高いあるいは技術的に非常に困難な設計になっていて、それを実際の積算の中には十分に組み込まれてなかったのではないかと。そこら辺についてはいかがですか。

【営繕課長】

単価の時点の問題ですけれども、単価は標準単価というものを県で定めておまして、それは全国の調査に基づいてやっているものなんですけど、それにつきましては、基本的に前月分を参考にその月分を定めております。今委員御指摘あったとおり、昨年から高騰したんじゃないですかという話ですけれども、県の単価の推移といたしましては、発注した1月から3月までほとんど変わっていない状態なんです。その後急騰しまして、県の単価を入れた段階では、そこまでは読み切れなかったということでございます。今回発注した分につきましては、アップした分を時点修正したところ、先ほどお話ししたとおり1億2千万のうち7千万分くらい上がってしまったという形になっております。

【安齋委員】

杉山さん、去年の秋から上がってたよね。

【杉山委員】

上がってました。

【安齋委員】

去年の秋から上がってますよ。

【営繕課長】

県の単価はさほど上昇していない状況なんです。去年の12月から今年の3月までほとんど変動はしていない状態です。その辺は私の方がズレているのかはちょっとわかりませんが。

【安齋委員】

我々日経新聞とか見ている限りでは去年の秋から上がってますよ。

【美馬委員長】

続けてください。

【営繕課長】

あと、2番目の大手の子会社についての話ですが、私どももそのように考えて2回目全国に拡大したんですが、なかなかそこでも応札される方がいなかったということで、中堅の方は応札可能かなと考えておったんですが、応札される方がいなかったという結果です。

あと、3番目の特殊な設計ではないかということなんですけど、これは確かに変形していて特殊な部分はございますが、高さが4メートルくらいしかない建物でございまして、柱が鉄骨造になっているんですが、柱の鉄骨が15センチくらいの柱なんです。ですから規模的にもさほど大きい建物ではないですから、私どもも当初は十分県内業者で対応可能ということで考えておったんですが、全国に拡大しても、なかなか応札者が表れなかったということで、その辺は見直しをかけたところでございます。

【美馬委員長】

ということは、一部については、地元の業者では対応できないような困難な設計を考えていた。それを提示していたということになるんですか。

【営繕課長】

それについては、先ほど生涯学習課長から御説明申し上げましたが、いろいろ指摘があったということで、技術的に難しいという話も出ているんですが、1者か2者くらいでして、ほとんどは価格が折り合わないということで、先ほど委員から御指摘のとおり高騰してたんじゃないかということで、県の単価は若干その辺見直し間隔が長いということもございましたし、当時、物価上昇に対するスライド制の適用がなかったものですから、そういうところで先高感に関して業者さんの警戒感が強かったのではないかと判断しております。

【美馬委員長】

価格が高いと言った時に、2種類ありまして、資材の価格が高いというのと技術的に困難だからそんなに安くはできないという2つの側面があると思うんですよね。資材の価格については、

先ほど安齋さんが申されたようにいろいろ問題があるかもしれないんですが、技術の側面からこの単価ではとても対応できない、高度な技術者がいるというような面で高くつくというようなこともあって、応札者がいなかったということだってありますよね。そこら辺についてはどうですか。多分価格が高くなるため応札者がいなかったというのが主たる理由になっているようですので、そこら辺についてはちょっと詳しく。

**【営繕課長】**

単価が高かったという点につきましては、先ほど申し上げましたとおおり、私ども3者から見積りを取っているということで、十分に対応できると考えておったんですけど、私ども見積りを取っている専門業者さんの名前は公表しておりませんので、なかなかその辺が実際応札する方の取られる見積り先と私どもがそごがあるというか、私どもが取ったのと違う部分があるとなかなか単価的に折り合いがつかないというのはあるかと思えます。ですから、今回3回目につきましては、見積り業者さんを3者だけではなくて、かなり数を増やしまして配慮するようにしております。それで今回落札されたのかなと判断しております。あと、技術的に難しいというのは、委員長御指摘のとおり確かにございまして、それにつきましては、1回目応札者がなかったので、やはり準大手を期待して全国にも拡大して、その時点ではどなたかが手を挙げられる方がいらっしやればと判断していたんですが、結果的になかったということで、やはり委員長が御指摘のとおり、技術的に見合う単価が入っていたかどうかという議論だと思うんですけども、その辺は若干見直しをさせていただいております。

**【美馬委員長】**

もう1つ聞いておきたんですが、第1回目の入札で応札がなかったというのは多分単価の問題が中心だと、そこに技術の問題があるかもしれない。2回目については、単価の改定等については十分に行われたのかどうか。あるいはどこに主眼を置いて2回目の入札をしたのか。単に福島という地域を全国に広げただけなのか。要するに、1回目の入札がうまくいかなかった理由をきちんと踏まえていたのかどうかというのが、やっぱり遅れた理由ということにもなるかと思うので、そこをお聞きしたいんですが。

**【営繕課長】**

それにつきましては、1回目の入札が不調というか1者しかおらなかったということで、見直しをかけたわけでございます。その時点で単価の問題がアンケート等でありましたので、その時点で時点修正ということで、最新の単価を入れております。あと、見積りについてももう1度チェックをかけたんですが、特にそれではという専門業者さんの声もありましたので、十分であるだろうと、先ほど委員長御指摘のとおり、技術的な部分というのは、全国に広げれば中堅クラスの手の方が手を挙げていただけると期待してやったものですから、そういう判断で2回目に臨んでおります。

**【杉山委員】**

材料とかではなく工事の見直しで変わっている部分がありますよね。4億5千万であげるためにこのくらいのこと簡単にできる見直しなんですよね。植栽の中止とか屋上緑化の中止、屋上緑化の中止によってこの後出てくる空調整備工事にも影響してくるんでしょうけれど、屋上緑化を止めて空調が問題にならないのかも後で聞きますけれど、あとは、屋外床デッキの中止とかこんなのは簡単に見直しすればできることだ。材料とかなんかじゃないですから。技術的なことなんで、吊り足場を棚足場にした。実際、当初からそのことを考えてやられたのか非常に疑問なんです。ですから見直しをもっとすればもっと安くなるんじゃないかなろうかと。9千万も追加予算をしなくても済むのかという気はするんですけど。

**【美馬委員長】**

ということは、3回目ではなくて、2回目に早く見直しをすべきだったんじゃないかなろうかということになりますかね。そこら辺について、簡単にできるんじゃないかということになると、2回目ぐらいでこういう見直しは当然すべきじゃなかったのかということについてはいかがですか。

**【営繕課長】**

御指摘のとおりでございまして、3回目の見直しを2回目にすれば落札できた可能性はあると思います。ただ、その時点では、先ほど申し上げたとおり、金額的な時点修正と全国的に中堅大

手まで広げれば応札者が出るという見通しで判断しておったものですから、そこまではやっていなかったということでございます。

【常松委員】

先ほど1億2千万の工事費アップの内訳として、7千万が単価の増加、残りが設計上の変更というお話がありましたけれども、今話に出ました設計仕様の変更による変更、それからもう1つは、工事を止めることにした変更、これらの部分については、概ね工事費が減ると予想されるわけですが、工事費が縮減される方向での仕様の、サッシを工場製品にした、あるいはガラスを薄くした、それらすべて単価的には下がるだろうと思いますが、上がる一面、減らす要素につきましてどのくらいの金額になったのか。それをお聞きしたいと思います。

【美馬委員長】

トータルでは上がったと。そうした時に資材の高騰についての部分は7千万ということが説明されたけど、ほかのものについては、値段は上がっているけれど、設計等によっては見直しがマイナスの要素もあるはずだと。そこら辺の内訳はどうなっているんですかということですよ。

【営繕課長】

7ページの下のところでございますが、7)の鉄骨工事でございますが、約2300万円の増額になっております。これは、県単価を入れておったんですが、やはりなかなか難しいという声があったので、市場の見積単価に切り替えておりますので、この辺は2300万円ほど増額になっております。1)でございますが、外壁とか屋根の鋼板を現場で溶接してたんですが、既製品に直したということで、これで600万円の減額となっております。あと、9)のサッシですが、これは、厚みを低減したもので減額にはなっておるんですが、薄くなったために周りに補助材と入れなければならなくなったということで、ガラスの厚み分をそちらの方が若干超えてしまいまして、結果的には3200万ほど増額になっております。あと、トイレブースというのが8ページにございますが、分割したもので、そういう意味では加工費が掛かるということで、約600万円ほど増額になっておるということでございます。あと、工事費圧縮でいろんなところを取り止めておりますが、これが1500万円ほどの減額ということになっております。あと、ガラスにつきましては、19ミリの受注生産のもので設計をみておりまして、それを薄くはしたんですが、単価が下がった分物価上昇分ができてまして、結果的にはほとんど変わらないような状況になってございます。

【美馬委員長】

常松さん、よろしゅうございますか。

【常松委員】

はい。

【美馬委員長】

じゃあ、ほかに。

【杉山委員】

見直しによって増額したのがありますね。だったら増額して現状のままで問題がなかったら、そのままやられても問題はなかったんじゃないですか。例えばトイレブースが一体だったものが分割することで600万、サッシ枠を工場製品にして3200万を増えたということで、何か解せないんですけども。それはそのままにしておいてもよかつたんじゃないかと。

【美馬委員長】

わざわざ設計見直しをする時に、高くする理由はないじゃないかと。みんなが安くしろ、安くしろと言っている時に、なんで見直しをして高くする理由があるんだということですけど、そこら辺はどうですか。

【営繕課長】

それにつきましては、7ページの上の方にアンケートの結果が出ておりますけれども、やはり技術的に将来のメンテナンスなんかを考えた場合に不安材料があるとか、施工も熟練工の方を呼んできてやらないとダメだと言う声がございますので、そういう部分を見直しております。それによる増額ということです。

【美馬委員長】

ということは、増額については技術的な要件で増額をせざるを得なかったということです。技

術的な問題で見直しをして、結果的としては増額にならざるを得なかったということのようでございます。

【杉山委員】

じゃあ、返せば設計が悪かったということですね。

【美馬委員長】

どうですかね。設計が悪いんじゃないんですかという話ですが。まずいというのは、現実的にやる場合のことを念頭に置いた時に、実際に発注するという面から見て設計が悪かったんじゃないかということですが、その辺どうですか。

【営繕課長】

それにつきましては、一番始めに申し上げましたとおり、私どもも3者見積りを取っております。基本的に建築というのは下請の方とか、資材メーカーに発注するという形になっておりますので、そういうところに発注する段階でそういうものが実現可能かということを確認しております。それで十分できるという判断で金額的な単価見積もいただいておりますので、それを3者以上もらっているという形をとっております。そのためにそういうものが十分集まっていたということで、技術的には可能だと当初は判断しておったわけでございます。

【安齋委員】

営繕課長は技術者ですよ。これはどの時点で営繕課が関わっているんですか。積算の時からですか。

【営繕課長】

営繕課としては、当初の基本構想の段階から関わってます。

【安齋委員】

そうすると、この方法を使えば高くなるというのはわかってたのね。当然技術者なんだから。地元ではおそらく施工困難かもしれないという情報は持ってたんじゃないですか。

【営繕課長】

これにつきましては、当初はそういう判断はしておりませんで、不調を受けてアンケートをして、こういうことが出てきて分析した結果、こういう状況だったということで、後で分かったという感じでございます。

【安齋委員】

専門家なんでしょ。技術者なんでしょ。私は素人だからわからないけれど、杉山さん、技術者ならその辺はわかるよね。逆に常識じゃないの違う。入札不調になってから初めてわかりましたというのは、逆に不勉強だったのかなという印象を持たざるを得ないんですけれど。

【美馬委員長】

そういう問題もあるかもしれませんが、今出てきた意見は、当初の見積りについて、技術的な実行可能性等について、もう少し慎重な検討が必要だったと。そして、設計等の見直しについても、1回目の入札の時からももう少し簡単にできる見直しはすべきであったのではないかということだと思います。そして、その結果として、なかなか業者が受注できないような単価になったのではないかとございまして、そういうまとめでよろしゅうございませぬかね。

【安齋委員】

事実かどうかわかりませんが、施工したのは12年くらい前ですか、その時の工事が既に赤字であったのではないかとこのうわさを聞いたんですが、皆さんの方はキャッチしてますか。

【生涯学習課長】

私の方では承知しておりません。

【安齋委員】

続いて、1回目に応札した業者が、2回目も応札しない3回目も応札しなかったというのはちょっと疑問を感じているんですが、その辺はどう判断されていますか。

【営繕課長】

1回目に応札した業者が2回目に応札しなかった理由は私どもは承知しておりません。3回目につきましては、この会社が8月頃解散しまして、倒産してしまったということで、従業員を全員解雇したという状況でございますので、今はないような状態になってございます。

【安齋委員】

それから、無効の具体的な理由を教えてください。見積内訳書が不備だったというのは具体的に何が不備だったのか。

【生涯学習課長】

所管をしているのが現在の教育庁の財務課で事務的な確認は私どもができないような形になっておりますが、単純に金額の掛け算とかというところに多数誤りが散見されたということでございまして、それが入札の場合に無効に該当するというございまして。

【美馬委員長】

よろしゅうございますかね。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

そういう問題があったということが浮かび上がってきたという気がします。時間でございますので、3番目の関連工事の方が先に決まって、そして、本体工事の方が後で決まると。先ほどちょっと空調の問題などが出てきましたけれど、本体工事が決まらないと空調をどうやるのかも決まらないと。こんな本末転倒というか、本体工事が後で決まるという問題が出てまいりました。これは、要するに、今の入札制度は一緒に落札者が決まるということをどうも前提にしていると。本体と付帯設備の入札を同日にやるということを経験しているようですが、結果として、本体工事が決まらなくて、付帯工事の方が先に決まって、そして、それはもう契約せざるを得ないという状況にどうもなっているようなので、この制度についての意見を皆さんから伺いたいと思います。

【杉山委員】

今委員長の方からお話あったとおりなんですけれど、例えば先ほどおっしゃった屋上緑化の中止による断熱効果、そういうことによって空調設備、あとは、ブリッジ窓の中止による照明とかそういうことでかなり変わってくるんじゃないかと思うんですけど、これはどんな形をとられるんでしょう。

【美馬委員長】

今回の問題として逆になったが、その結果はどういう風になるんですかという質問だと思うんですが、いかがですか。

【営繕課長】

御指摘の点でございますが、電気設備あるいは空調の機械設備工事、こちらにつきましては、元々の発注した部分を検討いたしまして、今回の建築の変更について影響はないと判断しております。

【美馬委員長】

影響なしということのようでございますが。

【杉山委員】

影響なしというのは熱量計算かなんかが十分間に合ってたということですか。じゃあ過剰設計をしてたんですか。

【美馬委員長】

追加の工事はいらぬのかということでございますが。

【営繕課長】

これは、元々の範囲に入っていたということで、建築的に対応しておりましたので、屋上緑化を取ったことによる影響はないと考えております。建築の方で断熱材が入っておりますので、その分で十分間に合う設計となっております。

【杉山委員】

廊下の照明とかはどうなんですか。変わらないんですか。

【営繕課長】

これについても変わりません。

【北川委員】

もし3回目の入札で応札がなかったような場合に、大幅な設計変更等を考えていらっしゃるんでしょうか。そうなった場合に、先に電気や機械を契約してしまった場合には大きな問題が生じ

るんじゃないかということが1点と既に設計変更されているわけですが、それは日本設計辺りとの相談で設計変更しているんでしょうか。例えば渡り廊下のブリッジ窓の中止なんていうのは私はもってのほかだと思うんですね。照明を付けるとしたらかえってお金が掛かりますよね。暗いところを喜んで子どもが行くかという設計の問題になってくるんですが、そういうことは日本設計と話されての現段階での設計変更なのかどうかちょっとお聞きしたい。

**【美馬委員長】**

2点ございます。1つは今回は3回目はよかったんですけど、大幅な設計変更があった時に、付帯設備の設計の見直しというのは行われるのかどうかということが1点。そして、今回の変更が設計事務所との相談の上になされたのかどうかということが2点目です。

**【生涯学習課長】**

1点目は私の方から説明いたします。御指摘のように付帯工事の方を先に契約しておりましたので、付帯工事の2社に御迷惑を掛けられないということもあり、基本的なコンセプトは変えないということで、範囲の中での見直しを今回したところでございます。たまたま、建築工事については、幸いに落札しておりますので、そういう問題は生じませんが、今回3回目、4回目の不調という場合には、最初からやり直しということになりますので、先に落札した業者さんには、大変な御迷惑をお掛けする。場合によっては、違約金等をお支払いするというので、非常に問題が大きくなる可能性があるということで認識しております。

**【営繕課長】**

2点目でございますが、今回の設計変更につきましては、私どもの職員が全部変更をやっておりまして、日本設計は一切関わっておりません。あと、先ほどの渡り廊下の窓がなくなって暗くなるということですが、元々小さい窓が何カ所か付いていただけてございまして、元々の設計の考え方が、本館もそうなんです、暗いところから明るいところに出て、そこから、パッと視界が開けるといふ考えもありますので、今回なくなったことによって、それほどイメージ的には元のと変わらないと判断しております。

**【北川委員】**

設計なんていうのは好き嫌いという部分が多く入ってくるので、どれが良いの悪いのという正解はないんですけども、このパースを見た限りでは、あくまでも個人的な意見ですけど、ちょっとなという風に思います。ちょっと余談です、すみません。

**【美馬委員長】**

要するに、今の入札の制度が妥当かどうかということに焦点を絞りまして、皆さんの意見を聞きたいと思います。

**【安齋委員】**

事務局に聞きますけれど、私の記憶にはないんですけど、今までこういう、3つに分けますね。本体工事がダメで、先に電気とか空調だけ決まって、いつまでも決まらなかったというのは、多分例がなかったですね。ありましたか。

**【入札監理課長】**

今回のように、建築とか電気とか機械を一体的に施工する必要がある場合の工事につきまして、これまでは、いずれかが決まらなかったということはありませんでした。したがって、そういうことがなかったので、当時としては、ほかの電気と機械が決まったけれども契約をしないというルールがありませんでした。したがって、契約をせざるを得なかったというのが当時の状況でございます。それで、この例を受けまして、検討いたしまして、このように関連する複数の工事の入札において、いずれかの落札者が決まらなかった場合、ほかの決まった工事の落札者については契約をしないで、すべての落札者が決まった時に契約をするように制度の見直しを今年の6月にいたしまして通知をしてございます。

**【安齋委員】**

私はたまたま入札制度の検証委員会の時から入っているんですけど、私の方も反省すべき点はあるんですけども、検証委員会の時に正直こういうことは想定していませんでした。だから、その辺の手を打つのは、私は報告書に書かなかったですね。そういう意味では、我々検証委員会のミスかなあと反省しております。それとあと、監視委員会に入ってから、そういう前提で考えたことがなかったんですね。そういう意味で、前例がなかったのがこれは致し方ないと。逆

に、新たに制度に手を打ったんでこれきりないと。今まで前例がなかったから止められなかったですよ。契約したことについて間違いだとも言えませんよね。前例がなくて制度がなかったんだから。

【美馬委員長】

従来の指名競争入札から条件付であろうと一般競争入札になった。そういう事例が今後出て来る可能性は高いということになりますと、従来の方法をそのまま採用するというのは問題があると。今後については、このような入札不調を前提にした制度に直す必要があると。見直しをする必要があるということかなと思いますが、よろしゅうございますかね。制度の見直しが必要と。

【安齋委員】

でも、6月に見直したって言ってましたよね。

【美馬委員長】

それは正式に決めてあるんですか。

【入札監理課長】

これは6月にそういう通知を出しまして、すべての落札者が決まるまで契約しないという通知を出しておりますので、制度の見直しは既に済んでいると。

【美馬委員長】

と言うことは、今の段階ではもう既に見直しは終わっているということですよ。よろしゅうございますね。

【入札監理課長】

そうです。

【藤田委員】

そのような変化があったものは、直ちにこちらにフィードバックしてもらわないと、大変無駄な時間を費やすことになるのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

【美馬委員長】

そして、もしそういうことでしたら、県議会の委員会にも、これはもう既に見直しは終わっておりますという形で返答してもらえれば、こちらで検討することも必要がなかったのかなという気がします。

【入札監理課長】

それは、議会において県の方からそういう説明はしております。

【安齋委員】

だから当時の入札制度には問題があったと。

【美馬委員長】

そういうことですね。

【安齋委員】

今は手を打ったということですね。あとで具体的な文書を我々に提出してください。

【美馬委員長】

大体3つの問題について、皆さんの御意見を伺いました。

委員会の意見としては、まず(1)の随意契約については、やはり慎重な検討が必要であったと。

そして、(2)の設計積算については、早い段階での設計の見直し、そして、時点についても、物価変動が激しい時については、早め早めに見積りの見直しが必要ではないか。(3)の工事の見直しについては、当時としては問題があったけれど、既に手直しは完了している。こういう形で意見を集約して県の方には答申したいと思います。

ただ文書につきましては、大体私が申し上げたとおりに沿いまして、私の方で事務局と相談しながら文書を作成して、それを皆さんにFAXで送りして、そして皆さんの意見を聞いてまとめていきたいという風に思いますが、そのような扱いでよろしゅうございますかね。

【松野委員】

委員長がまとめに入られた時点で申し上げるのは大変せんえつなんですけれど、やはり今回のケースというのは、県当局が一生懸命やられたにもかかわらず、非常にアンラッキーな要因が次から次へとあって、それに振り回されて3回の入札を重ねたというのがやはり基本として押さえておく必要があるんだと思います。

ただ委員の方々からお話があったとおり、適時適切にそれに対応した事柄については、我々も含めて議会御当局に都度あらうごとに報告していくということを励行していただきたいという風に最後をお願いしたいと思います。

**【美馬委員長】**

はい、わかりました。

そういう意向も入れながら文書を作成したいと思います。

あと、応札者がなかった案件について、委員会で審議するのは初めてだったんですが、重要な案件につきましては、今後も委員会でこういう案件については、取り上げていきたいという風に思います。

よろしゅうございますね。

(異議なし)

それではそういう風な形でやっていきたいと思います。

次に3番目、「各委員の意見交換」ということですが、何かここで意見交換をする事項はありますか。

**【安齋委員】**

前回各業界団体から意見聴取をしたんですが、制度を理解していないんじゃないかという感じがしました。私はあそこで質問したんですけど、50者、30者ということで地域要件を決めているんですが、それを理解しないまま進んでいると。あと、1年間300件の指名競争入札の試行ということで進んできていて、あと4カ月ほどでその期間が終わるんですけど、2月か3月の開催の時には、この問題をどうするかということが我々の委員会に付託されると思うんです。今のままでいくと、どうも指名競争入札を復活するかストップするかだけの議論に終わってしまう危惧を私は持ってます。そこで提案したいんですが、この前の質問の内容を踏まえて、私はあの時つくった地域要件、50者30者というのがあるんですが、そこを検討して、最近の他県の情報を集めてほしいと思います。例えば、あの段階では50者30者というのはいろいろ検討したんですが、一番厳しい事例を検証委員会で提案したんですね。そのあと倒産とか続いていますので、条件として50者というのちょっと厳しいのかなど。例えば30者さえあれば、条件付一般競争入札の要件を満たせるのではないかという意味で他県の例を検討してみたいです。それと、今までの入札の条件を見て、それが妥当なのかどうか、見直しが必要なのかどうかをやってほしい。宮城県の例を調べたんですが、制度をつくって最初の1年目にブロック分けを細かく決めているんです。そういう意味では、福島県の場合は、今のブロックをさらに細かく分けるとなると、例えば県北で言えば、保原土木事務所管内となるので、ちょっと不適當かと。今のブロックで十分だとは思いますが、一応ブロック割りも妥当かどうかも検討してほしい。あとは、地域要件が一番業界から不満の聞こえてくるところは、例えば、南会津の物件で隣接3管内という条件でやったために、本当は南会津の業者が取りたかった仕事が、会津とかの業者に取られちゃったという不満がどうもあるんで、私としては、指名競争入札を復活することには今の状態では反対の方向でいますけれども、見直しは必要だと。地元の業者でやれる工事というのは、一般土木、建築で1千万から3千万くらいだと大体やれるような感じがするんですが、その辺を含めて、例えば30者があれば隣接3管内に広げないで、該当の管内で応札する。もちろん競争性が確保されるという大前提が必要ですが、談合ができるのであればダメだという停止条件は付けますけれど、そういう意味での地域要件の検討を事務局の方でしてほしいなど。次回1月か2月になるかわかりませんが、その時にたたき台を我々の委員会に示してほしいという希望がありますがいかがですか。

**【美馬委員長】**

今の内容は、前回の業界団体の意見聴取の内容を見ると、こちらの改善の意図が十分に浸透していないということかと思います。そして、同時に今の試行に関するいろいろな案を、ほかの県の実情も踏まえて、次回以降に資料を準備してもらえないかという話でしたが、そういう形でよろしゅうございますかね。

**【安齋委員】**

先ほど言うのを忘れたんですが、総合評価を理解していないと感じました。総合評価はスピードが落ちますよね。条件を設定するときに各委員を呼ばなければならない。3千件なり4千件の

案件すべてに総合評価を完全実施せよというのが建設業界の要望でしたけれど、完全実施というのは物理的にできますか。

**【建設産業室長】**

総合評価の方式につきましても、簡易型、特別簡易型という方式がありますので、その運用の仕方で可能になる面もあるのではないかと思います。

**【安齋委員】**

可能な面があるというのは、少し広げられるということでしょう。業界は総合評価を完全実施しろということなんですよね。私は物理的に無理だと考えているんですけど、その辺はどうですか。

**【建設産業室長】**

確かに審査業務に時間は掛かるんですけど、組織体制も含めてやってやれないことではない。見直しをすればやれないことではないと考えてます。

**【安齋委員】**

今でさえ委員がなかなか集まらないですよ。完全実施して工学部の委員の先生方を集められますか。

**【建設産業室長】**

その辺も含めまして、標準型、簡易型、さらには特別簡易型という区分けの部分が必要になってくるとは思いますが、そういった工夫をすれば絶対できないということではないのかなと思っております。

**【入札監理課長】**

体制の問題もありますので、全部できるかどうかは別にしまして、県の方針としては、試行件数を拡大していきたいという基本的な考えは持っております。

**【美馬委員長】**

総合評価方式というのは、どういう方式を取るかによって手間暇がまったく違って来るわけで、特別簡易型だったら書類上で決めていけるんですけど、もう少しきちっとした標準型で委員会を開いてということになりますと、それはなかなか困難ということがあります。そういう意味で業界側が求めるのは、総合評価方式というだけでしたけれど、どういう方式だったらできるのか、それだったら年間どれくらい費用あるいは時間が掛かるのか、そういうのを含めてある程度の資料を整えてほしいというのが安齋さんの意見だと理解しております。

次回以降、この委員会で試行の問題をどう扱うのか議論になると思いますので、その準備段階としてそういう資料も用意していただきたいと思います。

ほかにありますか。

**【松野委員】**

入札不調はアクアマリン子ども体験館だけではなくて、昨日今日と連続で新聞記事が載っていたので皆さんお読みになったかとは思いますが、この冬の県管理道路の除雪業務の委託で1度目2度目の入札が不調で委託区間が決まっていない区間が12区間に上ると。今日の新聞を読んでも、県管理道路の除雪業務委託で入札不調が相次いでいることを受けて、県御当局としては道路の維持管理業務と除雪業務を一体的に発注できないか検討されると秋元土木部長さんが明らかにされたと書いてあります。これは非常に重要なことだと思いますので、進捗していくかとは思いますが、その都度入札制度等監視委員会に御報告いただければ幸いかなと思います。

**【美馬委員長】**

今後重要な案件については、委員会で報告してほしいということでございます。

ほかに皆さん意見交換しておきたいことはありませんか。

**【杉山委員】**

今朝、朝日新聞を見ていたら、事前審査派か事後審査派ということで、郡山市が落札予定者に罰則規定を設けたということが載っていましたが、今後、県も落札予定者の辞退の取扱いについて検討しなければいけないと思うんですが、その辺の考えはありますか。

**【入札監理課長】**

県では落札者決定までに辞退する場合はOKということにしております。落札者に決まってからその業者が辞退という場合には、参加制限の対象になってくるということでございます。

**【美馬委員長】**

一応の対応はしているということでございます。  
ほかにどうですか。

**【松野委員】**

私前回の会議で御報告いただきたいという案件が今日は時間切れで御報告いただけなかったものですから、次回御報告いただきたいと思います。

**【美馬委員長】**

松野委員からの件については、次回事務局から報告願うということでお願いします。  
あと、事務局の方からございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

毎回のことでございますけれども、次回の委員会の日程について御連絡をさせていただきたいと思います。前回日程調整をさせていただきました結果に基づきまして、来年の1月15日の木曜日午後1時半から、場所は今日と同じ12階の講堂で開催ということにさせていただきたいと思います。今試行しております指名競争入札、予定価格事後公表等の試行状況がある程度まとまってくるかと思っておりますので、試行状況の分析についてなどを予定しております。前回いただいた日程に基づき調整させていただき、できるだけ多くの委員が出席できる日ということで設定させていただいたものですので、御了承を賜りたいと思います。

**【美馬委員長】**

各委員の皆さん、出席方よろしく申し上げます。  
それでは、本日予定しておりました議題はこれで終了いたします。  
どうもありがとうございました。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

以上をもちまして第15回福島県入札制度等監視委員会を終了といたします。本日はどうもありがとうございました。